

宇治市国民保護計画の改定（案）について

宇治市国民保護計画の改定を予定している内容につきまして、下記のとおりご報告します。

1. 改定の理由

令和 8 年 6 月 1 5 日より運用を開始した宇治市防災行政無線に関する内容を修正する。

2. 改定を予定している内容

6 月 1 5 日より運用を開始した防災行政無線に関する記載内容として市民等への情報伝達方法等について変更や追記等を行う。

(1) 情報の収集・伝達・提供等の体制整備に同報系防災行政無線の活用を記載

警報の伝達に同報系防災行政無線の整備を図ること、と記載していた文言を、有効に活用することに変更する。

(2) 警報の伝達の内容の方法に同報系防災行政無線を記載

同報系防災行政無線を整備された場合は、と記載していた文言を削除するとともに、警報の内容の伝達手段として、同報系防災行政無線を追記する。

(3) その他時点修正

3. 今後の予定

令和 8 年 7 月 2 3 日 宇治市国民保護協議会開催

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 3 5 条第 5 項に基づき、京都府との協議後、市HPで公表。

宇治市国民保護計画新旧対照表

修正前	修正後
○宇治市国民保護計画 第2編 平素からの備えや予防 第3章 情報の収集・伝達・提供等の体制整備 3 警報の伝達に必要な準備 (1) 略 (2) 防災行政無線の整備 武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要なとなる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。この際、通信精度の向上に留意する。 (3) 略	○宇治市国民保護計画 第2編 平素からの備えや予防 第3章 情報の収集・伝達・提供等の体制整備 3 警報の伝達に必要な準備 (1) 略 (2) 防災行政無線の活用 武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要なとなる同報系及びその他の防災行政無線を有効に活用する。この際、通信精度の向上に留意する。 (3) 略
第3編 武力攻撃事態等への対処 第3章 警報及び避難の指示等 第1 警報の伝達等 2 警報の内容の伝達方法 ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合 この場合においては、原則として、市広報車、消防車両等あらゆる広報手段を活用して国が定めたサイレン音を最大音量で吹鳴して住民に注意喚起を図り、武力攻撃事態等におい	第3編 武力攻撃事態等への対処 第3章 警報及び避難の指示等 第1 警報の伝達等 2 警報の内容の伝達方法 ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合 この場合においては、原則として、同報系防災行政無線、市広報車、消防車両等あらゆる広報手段を活用して国が定めたサイレン音を最大音量で吹鳴して住民に注意喚起を図り、

宇治市国民保護計画新旧対照表

修正前	修正後
て警報が発令された事実等を周知する。 <u>なお、防災行政無線の同報系が整備された場合は、これを有効に活用する。</u> ② 略	武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。 ② 略